

令和7年度田中一村記念美術館リモート鑑賞授業事業要項

1 目的

奄美の自然を描き、日本画の新境地を切り開いた田中一村の生涯や作品のよさ・美しさへの理解を深める鑑賞教育の一環とし、また田中一村記念美術館への認知や興味・関心を高め、実際に訪れる一助として、全国の小・中・高等学校とリモートで繋ぎ鑑賞教育を推進する。

2 実施期間

令和7年5月8日（木）～令和8年2月27日（金）

3 リモート鑑賞授業の概要

- (1) 図画工作・美術の鑑賞授業の中で、田中一村の作品を鑑賞しながらお互いに意見を述べあい、表現方法のよさや美しさに対する見方や感じ方を学ぶ。
- (2) リモートにより学芸専門員から田中一村の生涯や美術館について学ぶ。
- (3) 田中一村の作品を通して感じたことをそのままに表現する。

4 リモート鑑賞授業の形態

各学校の図画工作・美術科主任の授業構想による。

※授業の例

- (1) 田中一村記念美術館学芸専門員とリモートで繋ぎ、学芸専門員から田中一村の作品や生涯について主体的で対話的な活動を採用した講義を受ける。
- (2) 授業は授業者が中心となっていり、5～10分ほどリモートで繋

ぎ、学芸専門員は、ゲストティーチャーとして、田中一村の生涯や作品の解説・補足を行う。

5 申込方法

リモート鑑賞授業を希望する学校は、担当者より、リモート鑑賞授業を希望する日の1カ月前までに、電話またはメールにて日程・授業構想等を当館学芸専門員と調整の上、当該学校長を通じて、リモート鑑賞授業依頼申請書を田中一村記念美術館へ提出する。

6 申込期間

令和7年4月21日（月）～令和8年1月30日（金）

7 リモート授業の決定

田中一村記念美術館館長の承認をもってリモート鑑賞授業を決定する。なお、リモート鑑賞授業にかかる費用は通信費を除いて無料とする。

8 その他

(1) リモート鑑賞授業を実施できる条件は以下のとおり

ア 「Zoom」や「Teams」など、テレビ会議システムが利用できる環境であること。

イ 通信速度が最低でも1Mbpsあること。（推奨10Mbps以上）

ウ 機器にトラブルが発生した場合に対処できる者が近くにいること。

(2) 田中一村の作品は、著作権上、授業の中でのみ扱うことができ教育論文等で田中一村の作品を掲載する際には、著作権上の処理が必要となる。